

民法の質権と質屋

庄 菊博（専修大学法学部教授）

「女房を質に入れても初鰹」。江戸時代の川柳や落語の一節です。ここで「質」とは一般的に質屋を指していたようです。現在でも、質屋は存在し、庶民金融の一端を担っています。このような質屋は、質屋営業法という法律に準拠して営業しています。また、近時、質屋はブランド品などの売買の場としても利用されているようです。この場合は、古物営業法という法律に準拠して営業しています。

他方、私たちの社会生活を規律する民法という法律においては、質権という担保物権が用意され、金銭債権を担保する手段として機能しています。民法の質権は、動産はもとより不動産や財産権（権利）を目的として設定することができます。住宅ローンを返済中の方は、ひょっとして、おなじみの抵当権という担保物権のほかに、この質権の力を借りて、住宅ローンを利用することができたのかも知れません。

そこで、今回の講座では、民法の質権と質屋に焦点を当て、それぞれの制度内容を解説するとともに、同じく金銭債権を担保する手段でありながらも、両者にはどのような違いがあるのかを平易に解説します。さらに、両制度は今日的にどのような問題点を抱えているのかを指摘し、その解決方法・利用方法に向けてのヒントを探ってみようと思います。

今回の講演は、高度・学術的な内容ではなく、一般市民の方を対象とした、教養講座的な内容にしたいと考えています。実際の社会生活との関係において法律を理解する機会を提供できればと考えています。